

県立座間養護学校開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立座間養護学校を地域住民及び地域の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(事業の方針)

第2条 県立座間養護学校は、地域に在住する方々に、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放する。

(運営委員会の設置)

第3条 本事業の運営は県立座間養護学校長（以下「校長」という）を委員長とした運営委員会で行う。構成員は県立座間養護学校開放事業運営委員会会則に定める。

(開放施設)

第4条 開放する学校施設（以下「開放施設」という）は、次のとおりとする。

施設・・・体育館・教育相談室1・グラウンド
付帯施設・・・職員来客用トイレ・生徒用トイレ

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放施設を変更できる。

(開放日)

第5条 開放日は、平日と土曜日とする。ただし、本校行事実施日と祝日は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放日を臨時に変更することができる。

(開放時間)

第6条 校長は、学校運営に支障のない範囲において開放施設の開放時間を定めるものとする。

2 開放時間は、平日17時から19時まで、土曜日は9時30分から11時30分及び13時30分から15時30分とする。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放時間を臨時に変更することができる。

(利用者)

第7条 開放施設を利用する者（以下「利用者」という）は、原則として地域住民団体、または障害児・者関係団体及び本校児童・生徒の保護者・卒業生等の学校関係者の団体で、原則として次に規定する利用申し込みを行い、校長から利用承認を受けた団体とする。

(利用申込及び承認)

第8条 開放施設の利用を希望する団体は、施設利用登録申請書(様式1)と施設利用者名簿(様式2)により事前に学校長に登録申請の申し込みをするものとする。また、年度が変わったときにも登録申請を提出するものとする。

2 開放施設を利用する団体(以下「利用団体」という)は、利用希望日の属する月の前月初日から7日までに、施設利用申請書(様式3)により直接来校して校長に申し込むものとする。

3 校長は、前項の規定による申込みが適当と認められる場合は、施設利用承諾書(様式4)を申込団体の責任者に交付するものとする。

(利用の不承認)

第9条 校長は、前条第1項及び第2項の規定による申込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を承認しないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用

(2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用

(3) 営利を目的とした利用

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

(5) その他校長が不相当と認めた利用

(利用の取り消し等)

第10条 校長は第8条第3項及び第4項の規定による利用の承認を受けた利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の取消又は利用を中止させることができる。

(1) この要綱の定める規定に違反したとき

(2) 利用承認の条件に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受けたとき

(4) その他校長がその利用を不相当と認めたとき

(5) 学校の緊急の事情などにより利用ができなくなった場合

(利用方法)

第11条 施設利用承諾書の交付を受けた団体の責任者は、開放施設の利用に際して、利用承諾書を校長に提示するものとする。

2 利用者は、開放施設の利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用承認を受けた開放施設以外の施設に立ち入らないこと

(2) 開放施設の器具、備品等の使用については、あらかじめ校長の承諾を得ること

(3) 開放施設、器具、備品等を汚したり傷つけたりする恐れのある行為を行わないこと

(4) 常に火災、盗難の予防に注意し、公の秩序に留意すること

(5) 開放施設の清潔、整頓の保持に努めること

(6) 利用終了後、開放施設を清掃し、利用前の原状に復すること

(7) 他人に迷惑となるような行為をしないこと

(8) その他、管理上の指示に従うこと

(損害賠償責任及び義務)

第12条 利用者が開放施設を使用中、故意又は過失を問わず負傷等した場合は校長及び学校はその責を負わない。

2 利用者が開放施設を使用中、開放施設等、器具・備品等を損壊又は滅失したときは、直ちにその旨を校長に連絡するとともに、施設・設備破損届(様式5)を校長に提出し、速やかにその損失を弁償しなければならない。

(利用報告)

第13条 施設利用をした団体の責任者は、施設利用後すみやかに施設利用日誌(様式6)を学校長に提出しなければならない。

(利用料)

第14条 利用者は次の施設の使用にあたっては、次のとおり電気代実費相当額を負担するものとする。

施設名	区分	単位	金額
			(うち消費税及び地方消費税相当額相当分)
体育館	照明施設を利用	1回(2時間)	440円(32円)
教育相談室1	冷房施設を利用	1時間	360円(26円)
	暖房施設を利用	1時間	540円(40円)

*利用単位は、2時間までを1回とする。

2 1回の開放につき2時間を超える場合、所定の単位分の延長料金を徴収する。

3 利用料は、郵送される納付通知にて支払う。

(施設管理員)

第14条 校長は、施設開放事業の実施に当たり、必要があると認めるときは、教育長と協議の上、施設管理員を置くものとする。

2 施設管理員は校長が委嘱する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日より実施する。